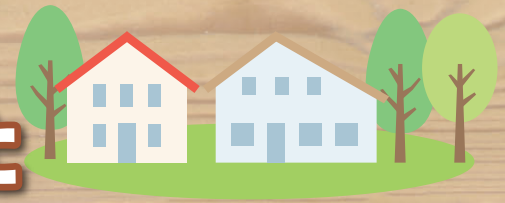


ぎふの木をつかった 住宅の新築・改修に助成します



岐阜県の木をつかった家で
心も体も健康に暮らしてみませんか♪



【募集棟数】
県内新築タイプ
300棟
県外新築タイプ
60棟
県内改修タイプ
30棟

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金との併用が可能です！
金利を引き下げられる「フラット35地域連携型」が利用できます！

写真提供：笠原木材(株)

豊かな森林を未来に引き継ぐために

岐阜県の木をつかって、岐阜県の森林を守り育てる

岐阜県は県土の約8割を森林が占める、日本有数の森林県です。
先人達が植えて育ててきたスギやヒノキは、木材として利用できる時期を迎えています。こうした木材を活用して、また植えて育てることは、土砂災害の防止や、水資源の保全など、私たちの安全・安心な暮らしの確保につながります。また、木をふんだんに使った空間には免疫向上やリラックス効果など、様々な作用があることが明らかになってきています。

助成額

新築 1棟あたり

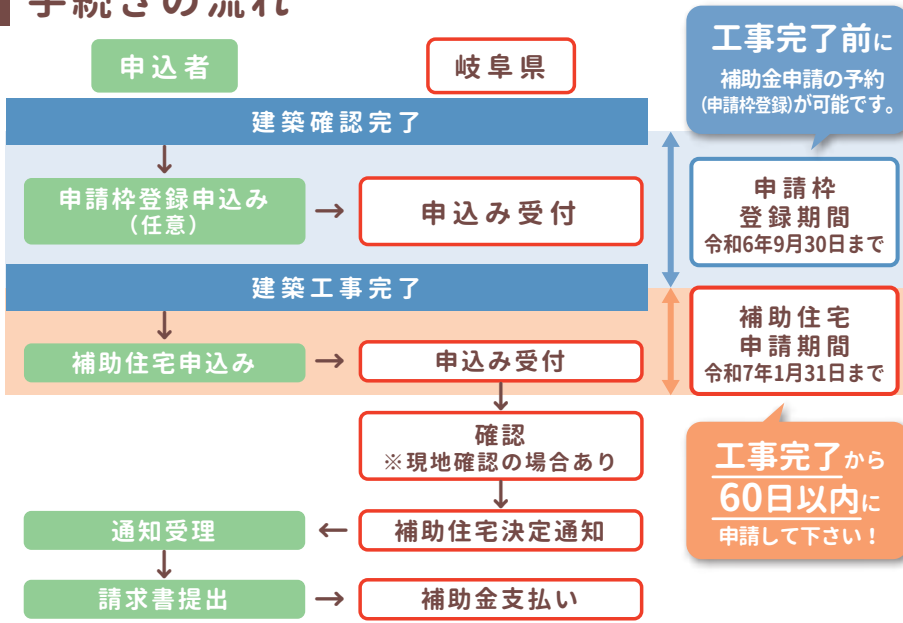
15万円～最大 32万円

改修 1棟あたり

4万円～最大 16万円



手続きの流れ



募集棟数、申込み時期、応募状況、必要書類等、詳しくは県のホームページでお知らせしています。
募集方法は先着順とし、募集棟数に達した場合、受付を終了します。

安心してつかえる 岐阜県産の木材

「ぎふ証明材」とは？



岐阜県内で合法的に伐採された木材です。

「ぎふ性能表示材」とは？

JAS規格に準じて県が定めた含水率、強度などの測定・表示基準をクリアした品質・性能が確かな「ぎふ証明材」です。

「JAS製品」とは？

日本農林規格（JAS規格）により定められた厳しい基準に適合しており、寸法や材質、強度などの品質・性能が保証されています。この事業の対象となる製品の条件などはホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

助成内容一覧

区分	建築場所	1棟あたりの助成額	申請要件	申請先
県内新築タイプ	岐阜県内	① 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※ ¹ 」の使用量（㎡）×2万円／㎡ b 内装材：「木材使用要件Ⅱ※ ² 」の使用量（㎡）×2千円／㎡ …………… 上限30万円（下限15万円）	<ul style="list-style-type: none"> 「木材使用要件Ⅰ※¹」を構造材に80%以上使用する住宅であること 「ぎふの木で家づくり協力工務店等※³」が建設する住宅であること 	住宅が所在する地域の 県農林事務所林業課
		② ①に加え、内装材に「木材使用要件Ⅰ※ ¹ 」を使用した場合、cの額を加算 c 内装材：「木材使用要件Ⅰ※ ¹ 」の使用量（㎡）×400円／㎡ …………… 上限2万円		
県外新築タイプ	県外	① 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※ ¹ 」の使用量（㎡）×2万円／㎡ b 内装材：「木材使用要件Ⅱ※ ² 」の使用量（㎡）×2千円／㎡ …………… 上限20万円（下限15万円）	<ul style="list-style-type: none"> 「木材使用要件Ⅰ※¹」を構造材に80%以上使用する住宅であること 「ぎふの木で家づくり協力工務店等※³」が建設する住宅であること 	県庁林政部 県産材流通課
県内改修タイプ	岐阜県内	① 内装材の県産材使用量に応じてaの額を助成 a 内装材：「木材使用要件Ⅱ※ ² 」の使用量（㎡）×2千円／㎡ …………… 上限14万円（下限4万円）	<ul style="list-style-type: none"> 「木材使用要件Ⅱ※²」を内装材に20㎡以上使用する住宅であること 「ぎふの木で家づくり協力工務店等※³」が施工する住宅であること 	住宅が所在する地域の 県農林事務所林業課
		② ①に加え、内装材に「木材使用要件Ⅰ※ ¹ 」を使用した場合、bの額を加算 b 内装材：「木材使用要件Ⅰ※ ¹ 」の使用量（㎡）×400円／㎡ …………… 上限2万円		

※1 木材使用要件Ⅰ…「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」 ※2 木材使用要件Ⅱ…「ぎふ証明材」又は「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」
※3 ぎふの木で家づくり協力工務店等…県内に事業所を有し「ぎふの木で家づくり協力工務店」の認定を受ける、もしくは受けようとする工務店等

脱炭素社会
ぎふモデル住宅
普及事業費補助金と
併用が可能です

県内新築タイプは、住宅課が実施する「脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金」との併用が可能です。上記事業が定める基準を満たす省エネ住宅の場合、最大で72万円の補助を受けることができます。詳細は、以下の窓口までお問い合わせください。

窓 口：岐阜県 都市建設部 住宅課 住宅企画係 TEL：058-272-8693(直通)

併用により
最大で72万円
の補助が
受けられます！

住宅ローンの
支援制度も
活用できます

- ① 県産材使用要件を満たす新築住宅は、金利低減の対象となります。（岐阜県・愛知県・三重県に建築する住宅が対象）取り扱うローンなど詳しくは、協力金融機関にお問い合わせください。
【対象ローン】フラット35、35S など 【適用金利】店頭基準金利から年▲0.2%（全期間 手数料定額型）
【協力金融機関】大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫（金融機関コード順）
- ② 「ぎふの木で家づくり支援事業」は「フラット35 地域連携型」と連携しています。
ぎふの木で家づくり支援事業の補助住宅であれば、フラット35の金利を一定期間引き下げることができます。（当初5年間▲0.25%）フラット35 取扱金融機関であれば利用が可能です。
- ①と②を合わせると当初5年間▲0.45%、残期間▲0.2%となります。

ぎふの木の家を
建てたい！

- ・ **ぎふの木で家づくり協力工務店**
岐阜県の木をつかった住宅の建築に積極的に取り組む工務店です。（県認定）
 - ・ **岐阜県木造住宅アドバイザー**
岐阜県の木をつかった住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士です。（県認定）
 - ・ **岐阜県木造住宅相談員**
岐阜県の木の良い、知識を持つ工務店・設計事務所の営業担当者です。（県認定）
- ※認定情報など、詳しくは県のホームページでお知らせしています。



令和6年4月1日現在